

大阪市立大学生活科学部紀要・第45巻（1997）

狭山藩の武家住宅について

植松清志・谷 直樹

On the SAMURAI-houses of SAYAMA clan, KAWACHI country

KIYOSI UEMATSU and NAOKI TANI

1 はじめに

大阪狭山市は、大阪市の南部に位置し、周囲を堺市、富田林市、河内長野市などと接している（図-1）。当

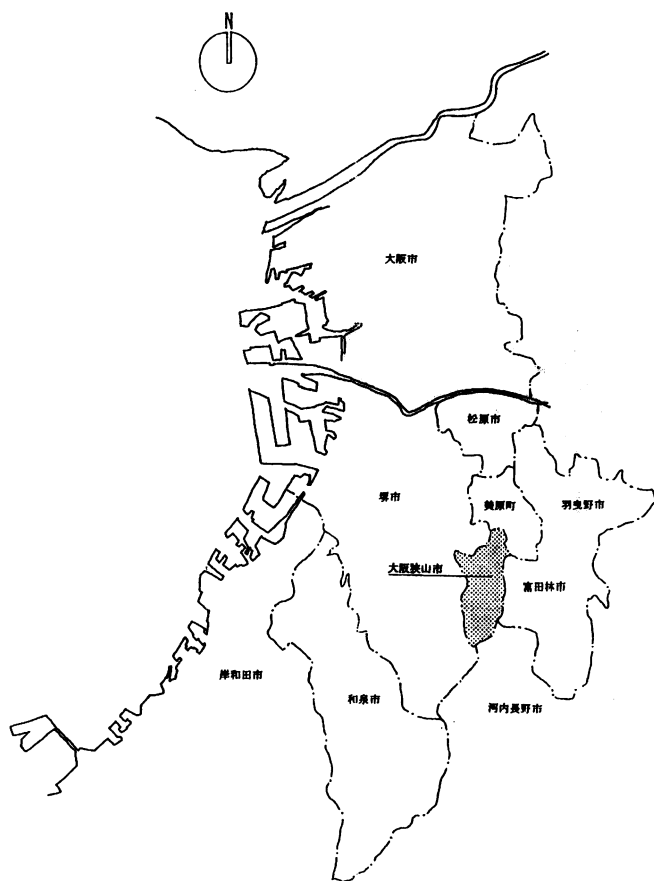


図-1 大阪狭山市の位置（アミかけ部分）

市は、昭和40年（1965）頃から宅地化が進み、丘陵には狭山ニュータウンが建設され、大阪近郊のベッドタウンとして約5.6万人の人口を有する住宅都市として発展したため、昭和30年代まで比較的良好に残されていた同市の近世的な景観は、人口の急増にともない大きく変貌して

いる。

江戸時代における狭山藩主の北条氏は、戦国期に小田原城を拠点に、関東地方に覇をとなえた名門後北条氏の子孫である。

初代藩主北条氏盛は、慶長5年（1600）に徳川家康から実父氏規の遺領河内国約7,000石を安堵され^{*1}、下野国4,000石^{*1}と合わせて11,000石を領有した。

二代藩主氏信は、元和2年（1616）に河内国丹南郡池尻村の狭山池東北部に陣屋を構築し、これにより、実質的に狭山藩がひらかれた^{*1}。その後、河内以外の所領は、下野から常陸、近江へと変遷し、河内においても若干の変動があったものの、本拠の池尻村を動かず、さらに一度の転封もないまま明治維新を迎えている^{*2}。狭山藩は、大名とはいえ城郭をもたずに陣屋を構え、また領地の村々は、他領と複雑に入り組んだ形態の典型的な畿内小藩^{*1}の一つであった。

武家住宅に関する研究は、大名・旗本を中心にした上級武士の住宅について大きな進展を見せている。一方、中・下級武士の住宅については、彦根藩、飯田藩、弘前藩、須坂藩、高田藩、高遠藩、安中藩、岸和田藩などの研究^{*3}が知られているが、史料的な制約がその進展を阻んでいる。しかし、江戸時代中期以降に存在した約260藩の約63%という圧倒的多数を占めた5万石以下の小藩^{*2}における、武家住宅の研究が重要なことはいうまでもない。特に城下町を建設せず、小規模な陣屋を設けて藩政を行った1～2万石の小藩は、廃藩後の歴史的な変貌が大きく、武家住宅についても不明な点が多い。

本稿は、このような小藩の一つである狭山藩の陣屋や武家住宅などについて考察を行い、同藩の陣屋の特徴ならびに武家住宅、特に多くの藩士が居住した長屋の規模や間取り、維持管理などの実体の一端を解明するとともに、中・下級武士住宅の研究の進展に寄与することを目的とするものである。

2 史料

本稿で用いる主な史料は、以下のとおりである。

a) 文献 狭山藩の武家住宅に関する文献史料は、まとまったものが少なく、現在大阪狭山市史編纂事業の過程で、広範囲にわたる史料収集作業が行われている。これ以前『狭山町史』^{*1}が編纂された段階で、武家住宅に関して多くの引用がなされた史料に、「狭山藩志稿」ならびに「狭山藩史料」(第1～9輯)がある。これらの史料は、郷土史家別所亨氏が昭和8年頃から筆写されたもので、原文書の存在が未確認な現在、狭山藩の様々な実体を知るうえで貴重な史料である。この観点から、特に「狭山藩志稿」が翻刻^{*4}されている。

「狭山藩史料」(第5輯)^{*5}に収録されている「別所文書其一」は、別所亨氏の祖父源吾が役向き用として、家中建物に関する事項を記したもので^{*6}、仕事上のマニュアルに相当するものである。その内容は、広範囲にわたって詳細に記述されており、信頼に足る史料であると

判断されるが、同文書が作成された時期については不明である。

別所源吾は、安政2年(1855)4月、同4年正月、明治2年(1869)4月にその存在が確認される^{*7}。席次は、前二者が中小姓^{*8}で、職務は共に御近習、後者が給人格で「吟味方役料銀一枚」との記載がある。つまり、別所源吾は、安政4年正月以降明治2年4月までの間に中小姓から給人格へと席次が上がり、職務は、主人の側近に仕える近習^{*9}から、買入れ物資の値段審査を行う吟味方^{*1}となった。

「別所文書其一」の住宅などに関する詳細な記述から、同文書は別所源吾が給人格に昇格し、吟味方に就任した際に作成されたものと考えられる。その時期は、近習として確認される安政4年正月から、吟味方として確認される明治2年4月までの間である。

本稿では、この「別所文書其一」の分析・検討を中心に考察を進めて行くこととする。

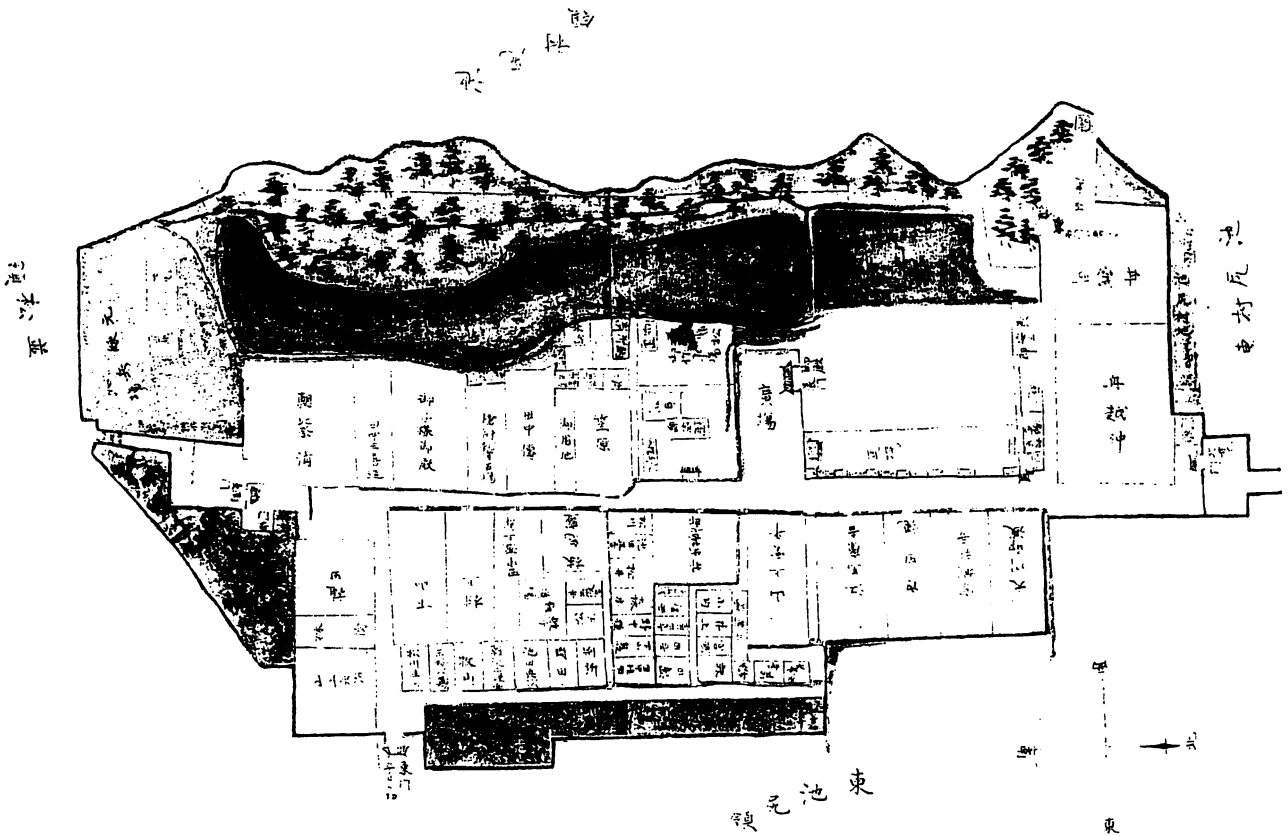


図-2 狭山藩陣屋上屋敷図(都築忠夫氏蔵)

b) 絵図 狭山藩陣屋の上・下屋敷を描いた絵図が現存している(図-2・3)。この絵図は、陣屋の諸施設の位置や武家住宅の宅地割りなどが明らかになる貴重な史料であるが、作成年代が「明治初期」^{*10}とあるだけ

で明確な年代は不明である。

そこで絵図に記載された内容について、以下のような検討を行った。

①上屋敷図に描かれた52軒の内、姓名が記載されている

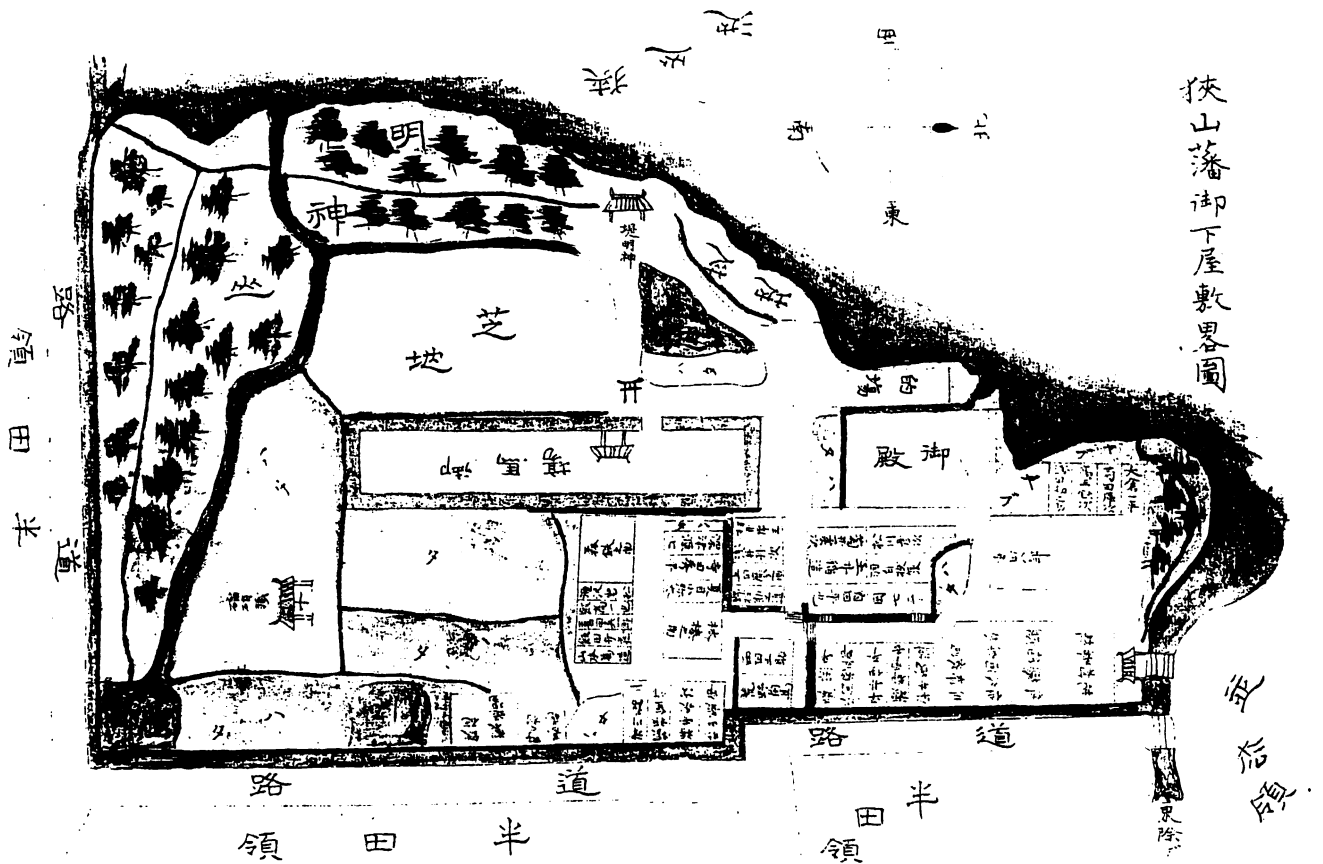


図-3 狭山藩陣屋下屋敷図（都築忠夫氏蔵）

28軒を明治2年の順席人員^{*11}と照合してみると、姓名ともに一致するのが24軒ある。さらに、姓のみが記載されている24軒中、同一姓の軒数や石高などから22軒が同一家と推定され、全52軒中の46軒が確認される。この46軒中33軒^{*12}が安政4年^{*13}の時点においても確認できる。

- ②例えば、「林 外守 兎盛ト改」のように、明治2年4月時点で改名している場合、改名後の兎盛が絵図に記されていたり、「井出俊造」のように、明治29年時点で確認される姓名が記されている例^{*14}もある。
- ③同図には、嘉永末年に創設^{*15}された藩校簡修館が示されている。
- ④下屋敷図に描かれた41軒すべてが明治2年の時点で確認される^{*16}。

以上のことから、この絵図は、安政2年4月、同4年正月の「御家中順席帳」、明治2年4月の「御家中順席人員」などの史料をもとに、嘉永末年から明治2年頃の陣屋内の状況を描いたもので、明治29年の調査の際に作成されたと考えられる。その時間的なずれが、特に上屋敷絵図において姓のみが記載された住宅が多い原因であろう。

3 陣屋

陣屋は、古代（平安時代）には宮城・京師の警固にあたった兵士（衛士）の詰所、中世（鎌倉時代）では合戦の際に軍兵が臨時に駐屯する軍営の意味をもっていたが、近世に入ると、

- ①1～2万石の無城の小大名や交替寄合の屋敷。陣屋は城に準ずるもので、周囲には土塁や堀をめぐらしているが、高い石垣はなく、居館、役所、家臣の役宅や土蔵、調練場などが配置された。
- ②江戸時代初期の関東の代官頭の陣屋、いわゆる代官陣屋で、元禄年間（1688～1703）には全国天領に分布していた。
- ③旗本や代官の支配地における役宅や屋敷、用水方の普請役の詰所、大藩の重臣の城下町外の居所、飛地を支配する役所なども陣屋と称した。

など、多様な意味をもつようになった^{*17}。なお、本稿で考察する陣屋は、①に相当するものである^{*18}。

狭山藩では、二代藩主氏信が元和2年に陣屋を構築したが、その地域は、東除川が狭山池から出る河口の東北地帯で、東の平野街道と西側の御庭池（上・中・下池）にはさまれ、すこし西では、西除川が狭山池から流出す

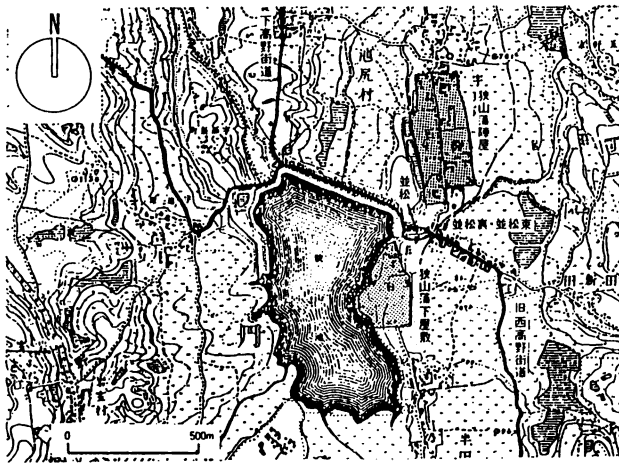


図-4 狭山陣屋・下屋敷配置図 (『狭山の地名五十話』より転載)

る景勝を備えた要害地であった^{*1} (図-4)。

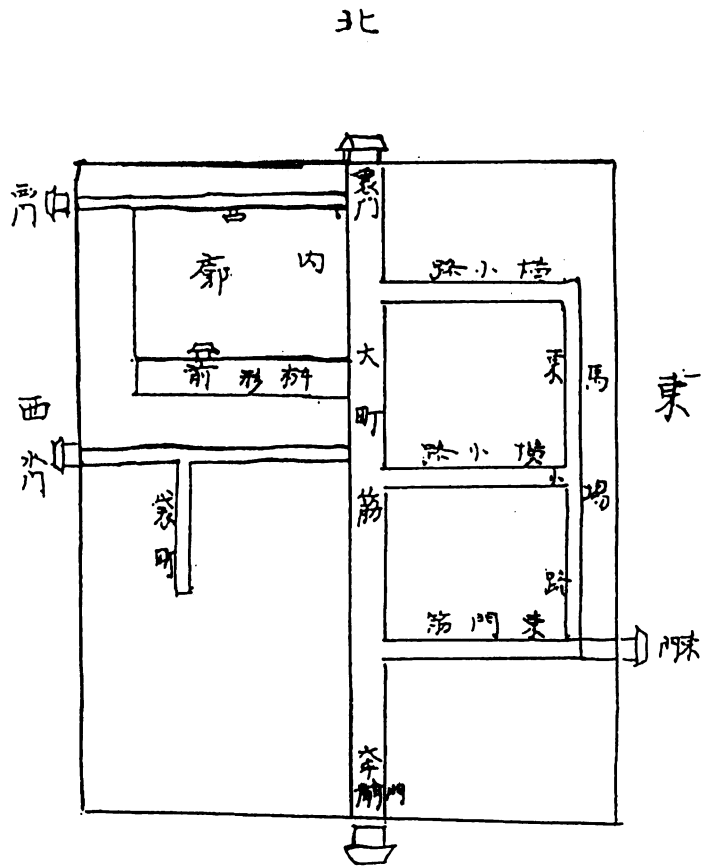
三代藩主氏宗の代、寛永14年(1637)に狭山陣屋上屋敷が完成した^{*1}。その後、天明2年(1782)7月13日に焼失し、同6年に藩主御殿が再建された^{*19}。上屋敷もこれ以後整備されたらしく、その敷地は約51,269坪、総廻り804間で、東西に対して南北が長い^{*1}長方形である。

上屋敷は藩政の中核地域で、藩主一族の居館がある内廓^{*1}は、中央を南北に貫通する大町筋の西北部に位置し、枳形前^{*20}とよばれる南側の広場に面して御殿表門が設けられている。内廓には、藩主の居館以外に、正庁、御金蔵、御武器蔵などのほか、大町筋に沿って「七つ蔵」と称される、御困蔵、第二御困蔵、御納戸蔵、御道具蔵、御台所蔵、看板蔵、御馬具蔵が南から順に設けられていた^{*1}。

廓外では、北西端部に西門が設けられている。枳形前の南部には評定所(後の藩校)、作事場などがあり、このほか槍稽古場、剣術・弓術道場、牢屋なども設置されていた^{*1}。

「狭山藩志稿」によると、上屋敷における都市計画の基本は(図-5)、大町筋をメインストリートとし、南端に大手門^{*21}(表門、南御門)、北端には搦手門(裏門、北御門)、東端には東御門が設けられた。なお各門のうち、南・北・東御門などには番所が附属して、門の開閉や通行人の取り締まりなどを行った。

この大町筋と平行した東側に、1町を隔てて東小路が設けられ、双方の間は1町ごとの横小路で連絡されている。特に、東門のある横小路は、東門筋と称している。東小路に相対する西小路は、陣屋の西端が御庭池に面するため設けられていない。さらに、大町筋の西側に平行



実際ハ地形ノ関係デ
 正方形デハナク不正
 シテ居ル 殊ニ内廓ノ北部
 ニハマダマダ余地ヲ在シ其ノ
 余地ノ道路ヲ隔テタ東部分
 ハ幅狭クナツテ居ル
 ソシテ東西ヨリモ南北ニ長
 手デアル

図-5 上屋敷の都市計画概念図 (『狭山藩志稿』より転載)

に1町を隔てて袋小路が設けられ、横小路を通して袋町が形成された。この横小路の西端には、御庭池に面して水門が設けられた。

道幅は大町筋が5間、東門筋が3間、他は2間で、大町筋の両側と他の小路の片側に排水溝が設けられ、溝の側面には崩壊防止のために石垣が築かれていた。東小路のさらに東側には、大町筋に平行に馬場が設けられた^{*22}。

藩士の住宅は、家老や番頭格などの上級武家^{*23}は内廓

の北面と大町筋に面して、給人・中小姓以下の中・下級武家は東小路や横小路などの横町に配置された。

以上のように、陣屋の都市計画は、中央部に大町筋を通し、それに平行または直角に小路が設けられた整然としたものであるが、敷地形状の制約から、左右非対称の不整形な都市計画であった。

陣屋の西端は御庭池に面し、北面と大町筋をはさんだ東面に、内廓を圍繞するように上級武家の住宅が配置されるとともに、4箇所砲台が設けられ（図-2）、平日は東御門が閉じられているなど、防衛機能が重視されていたことが窺われる。

下屋敷は、宝永6年（1709）五代藩主氏朝の代に建築され、天明2年の火災の際に類焼したようであるが、明確な再建年代は不明である*1。下屋敷は、図-4に示すように上屋敷の大手門の南方に位置し、10,164坪の敷地は小田原藩領の半田村に属していたため、毎年3石6斗余を半田村に納めた*1。

下屋敷の西北面は狭山池に面し、中央部北方に御殿、御殿東部に藩士住宅、南部に馬場、西部に射的場、幕末には北西部に調練場、東北部に火薬庫などが設けられていた*1。

藩の規模が狭山藩と同程度の菟野藩の陣屋（土方家12,000石、三重県三重郡）の様子*24をみると、藩主の居館周囲に土塀をめぐらし、南に表門、東に江戸先門を設けている。西側は藪、居館の西南と西北には土塁が築かれ、樹木が植えられていた。南西側は、川を利用して濠の役目を果たさせるなど、自然の地形や条件などを利用して防衛性の確保*25につとめている。

4 武家住宅

ここでは、狭山藩の武家住宅について、敷地、建物構成、主屋、塀・垣の普請などについて検討を行う。

a) 敷地 狭山藩においては、多くの上級武家には、陣屋のメインストリートである大町筋に面して土地のみが与えられ、住宅は「自分普請」と称して、各自が建築した*1。その広さは、表-1に示したように、明和年間（1764～1771）では約200～約1,000坪で、平均約405坪である。

北条家の家臣は、拠点であった小田原以来の旧臣と河内移封後に召し抱えられた家臣に分けられる*1。特に朝比奈・井出・山上家などは、旧臣として重きをなし*1、平均よりも大きな敷地が与えられた。旧臣以外では、江馬・舟越家が藩主の親族として地位が高く*1、それに見合う敷地が与えられている。一方、土地が与えられた者には、笠原家（給人）のように上級武家でない者*23も含

表-1 拝領土地一覧

姓 名	明和年間	安政4年2月	備 考
朝比奈與兵衛	660坪余	813坪7	番頭格
田中国三郎	440坪	419坪1	大目付
笠原玄龍	270坪	290坪	給人
舟越亀六	580坪7	601坪5	番頭格
舟越五兵衛	1,013坪9	1,202坪1	給人
大川乙輔	263坪	333坪5	用人
沖 尚賢	266坪	303坪8	
内田直之進	209坪	249坪8	用人
江馬貴一郎	601坪	575坪5	家老
山上岩次郎	500坪	516坪5	大目付
井出半弥	416坪	416坪	大目付
林永右衛門	238坪	239坪3	用人
田中弥左衛門	214坪	215坪	番頭格
村上鍛七	212坪	212坪	家老
下山角兵衛	563坪	641坪	家老
山上 登	225坪余	264坪	用人
植田次兵衛	235坪半	235坪5	用人

* 姓名と明和年間（1764～1771）の坪数は「別所文書其一」、安政4年（1857）の坪数は『狭山町史第1巻本文編』、備考欄の席次は明治2年（1869）のもので、北条家文書NO.125による。

まれている。同家は、表-2*26によると家禄は15人扶持と低いが、後述するように狭山藩では重要な地位を占めていたため、家格に鑑みて土地を与えられたと考えられるが、その広さは平均以下で、住宅は藩から供給されたものであった。このことから、笠原家は上級武家に準じた扱いを受けていたのではないかと推察される。また、人材面では、田中弥左衛門家のように家老に抜擢される場合もあるが、家格が低いため屋敷地は広くない*2。

以上のように、席次の決定には、主家との関係や家柄のほか、「本人の才能」*1なども影響することから、当初の屋敷地拝領の基準は家格との関係が密接であったと考えられる。

これらの敷地の規模は、時代が下がり、安政年間になると敷地面積が平均約440坪と増加する傾向にあるが、その理由は不明である。しかし、拡張の方法については「・浦町と唱候溝筋、古来ハ田畠用水ニ付・近来御屋敷へ取込ニ相成用水ニ不用候・」、「・先年ハ裏町と唱て北ニ道筋有之候へ共、東北共大川屋敷へ取込ニ成、尤大川より江馬迄の間、東道筋も夫々ニ取込ニ成・」*6などの記載から、主に溝や道筋が屋敷地に取り込まれているのが分かる。

これらの取り込みが、狭山陣屋の都市計画の変貌の要因につながるものであることは疑いが無い。

中・下級の武家住宅は、1軒あたり100坪の敷地に長屋が建てられ*1、藩から供給された*6。

b) 建物構成 上級武家住宅の具体的な間取り形態は不明であるが、各自が建てた住宅の余地には、庭や菜園が設けられていた*1。

中・下級武家の住宅については、長屋が建てられた裏

表-2 上屋敷居住者別堀・垣普請一覧

NO	姓名 (絵図の記載)	席次	家禄 (石)	普請		備考(記載事項の要約など)
				堀	垣	
1	朝比奈兵衛 (朝比奈 清)	香願格	250,3N	○	○	○南門より南表訪西御殿の内まで、高障の関、東表通り高障折廻しの分
2	雷江藤御殿 (御子様御殿)			○	○	○北側裏表堀、西側の堀 ○表通り、北側、西側の堀
3	種古場 (徳術種古場)			○		○路地、北表通りの堀、西御殿裏表堀の分、田中三郎南御殿東より西 の角北御殿裏表堀の分
4	田中三郎 (田中 徳)	大目付	70	○	□	□表通りより北折廻堀、西側南北19.5間、空原境御用地北側の堀
5	笠原玄龍 (笠原)	給人	15N	○	○	○西堀(家根裏表)、御用より出来以後は西側自分、唐側東西22間 ○表通りより北折廻堀
6	舟越龜六 (舟越 司)	香願格	120	○	○	○西御殿裏表堀寛政5年以前は自分、松・杉・つばの木は御用 ○表通りの西堀堀
7	舟越五兵衛 (舟越 仲)	給人	200	○	○	○西御門より西側池灰村境、北側堀、西側の御用堀は寛政3年以前は自分竹垣 ○石垣のある北堀は北門番所西堀まで、それより北の竹垣舟越龜六西堀まで
8	大川乙弥 (大川卯波)	用人	60	○	○	○東表通り門西堀堀、南側堀 ○表通り門西堀、南側沖境堀
9	沖高賀 (宮城仲吾)	物頭	100	○	○	○北側より東折廻し外堀 ○表通り南堀、内田境南側堀
10	内田直之進 (内田 綱)	用人	15N	○	○	○東外廻り堀 ○表通り南堀、江島境の南側
11	江馬儀一郎 (江馬康吉)	家老	150	○	○	○東外廻り堀 ○表通り南折廻し、南側
12	山上岩次郎 (山上 豊平)	大目付	80	○	□	○東外廻り堀 ○表通り門西堀堀、南側堀、東長屋境の堀
13	井出平弥 (井出甚七郎)	大目付	60	○	○	○北側堀 ○表通り門西堀堀、南側御近習部屋までの堀
14	林永右衛門 (林 貞盛)	用人	100	○	□	○東より北へ折廻堀 ○表通り西北側の堀、東長屋境の竹垣
15	田中弥左衛門 (田中裏三郎)	香願格	80, Y10	○	□	○表通り門より南堀、北側林氏境堀、東蔵の外竹垣、御用敷の南堀
16	村上七七 (村上)	家老	80, A40	○	□	○表通り門より北の堀、田中境北側堀、東蔵の南竹垣
17	下山角兵衛 (下山)	家老	200	○	□	○表通り門の西堀堀、村上境北側の堀、東蔵の竹垣、御用敷仕切りの堀 ○噴割堀
18	井出藤吉 (山上兵治)	用人	10N	○	□	○表通り門西堀堀、西側林伴吾長屋境竹垣 「■之高障御飯住居=相成当時不燃堀/分御用より修置・竹垣取払・家根瓦葺=而出来」 「東南外廻り堀之北、寛政四門子年秋葺=相成家根瓦葺御用」
19	榎田次兵衛 (榎田)	用人格	70	○	○	○表通り南北共に東の方林茂堀 ○南山境堀、北の方外堀堀
20	林 茂 (林 茂)	給人	14, 2N	○△	○	○△表仕切堀、瓦御用 ○裏仕切堀
21	松川直右衛門 (松川直三)			○△	○	○△表仕切堀、瓦御用 ○裏仕切堀
22	三好宇右衛門 (三好六郎)	中小小姓	8, 2N	○△	○	○△裏表仕切堀、瓦御用
23	牧山藤兵衛 (牧山)	中小小姓	8, 2N	○△	○	○△表仕切堀、瓦御用 ○裏仕切堀
24	朝比奈弥太郎 (朝比奈横吾)	中小小姓	10, 2N	○	○	○表仕切堀、裏仕切堀
25	榎田 (池田貞次)	中小小姓	8, 2N	○	○	○裏仕切堀
26	岡田忠作 (岡田)	中小小姓	8, 2N	○	○	○裏表仕切堀 ○松王境堀
27	別所藤吾 (別所)	給人格	12, 2N	○	○	○裏仕切堀、板堀
28	松王徳右衛門 (松王)			○	○△	○表仕切堀、南東堀、裏仕切堀 ○△西堀堀、瓦御用
29	井出作郎 (井出廣澄)	中小小姓	8, 2N	○	○	○裏表仕切堀、堀、御用敷の堀 ○南西の境堀は林・田中家が負担
30	田中藤十郎 (田中桂助)	中小小姓	8, 2N	○△	○	○△表仕切堀、瓦御用 ○裏仕切堀
31	下山 融 (下山 融)	中小小姓	8, 2N	○	○	○裏土井境仕切堀、裏竹垣 ○△表土井境堀、瓦御用
32	「無記帳」 (野中 機)	中小小姓	10, 2N	○△	○	○△表仕切堀、瓦御用
33	森本光次 (森本)	供 組	6, 2N	○△	○	○△表仕切堀、瓦御用 ○裏仕切堀 ○△松王との仕切堀は井出十左衛門が築く、瓦94枚代減し7匁5分
34	「無記帳」 (松井)			○△		
35	池田豹吾 (池田正吾)			○		
36	松川廣次 (松川)			○		○表仕切堀
37	榎田文内 (榎田)	給人格	12, 2N	○△		○△裏表仕切堀、瓦御用
38	吉田半兵衛 (吉田)	中小小姓	8, 2N	○△		○△裏表仕切堀、瓦御用
39	寺田良蔵 (寺田良平)	中小小姓	8, 2N	○△		○△裏表仕切堀、瓦御用
40	西野忠兵衛 (西野)	中小小姓	8, 2N	○△	○	○△裏堀、瓦御用 ○裏仕切堀
41	御近習佐藤節屋 (野中佐吉)			○	○	
42	山内作兵衛 (山内)	給人	14, 2N	○	○	○裏仕切堀、裏仕切堀
43	井上藤吾 (井上)	中小小姓	10, 2N	○	○	○表仕切堀、裏仕切堀
44	宮城元之進 (宮城)	上列格	5, 5, 2N	○	○	○表仕切堀、裏仕切堀
45	藤 助太夫 (藤)	供 組	6, 2N	○	○	○表仕切堀、裏仕切堀
46	森井弥兵衛 (森井)	供 組	4, 2N			
47	足輕部屋 (御用)					6.6間長屋、以前は瀬川復右衛門住居
48	御中間部屋 (大部屋)					6.0間長屋、以前は神内蔵太住居
49	坂内佐五郎 (坂内)	中小小姓格	8, 2N	○△		○△表仕切堀自分、瓦御用
50	松浦隆右衛門 (松浦)	供 組	6, 2N	○△		○△表仕切堀自分、瓦御用
51	横山成次 (横山 成平)	給人	14, 2N	○△		○△表仕切堀自分、瓦御用
52	雷江藤御殿長堀 (田中三修造)	給人格	14, 2N			

席次欄 明治2年のもので、同一人物と認識できる場合にはその右側に記載した。
家禄欄 N：入扶持、Y：段高(石)、A：足高(石)
普請欄 ○：御用普請、□：自分普請、△：瓦のみ御用

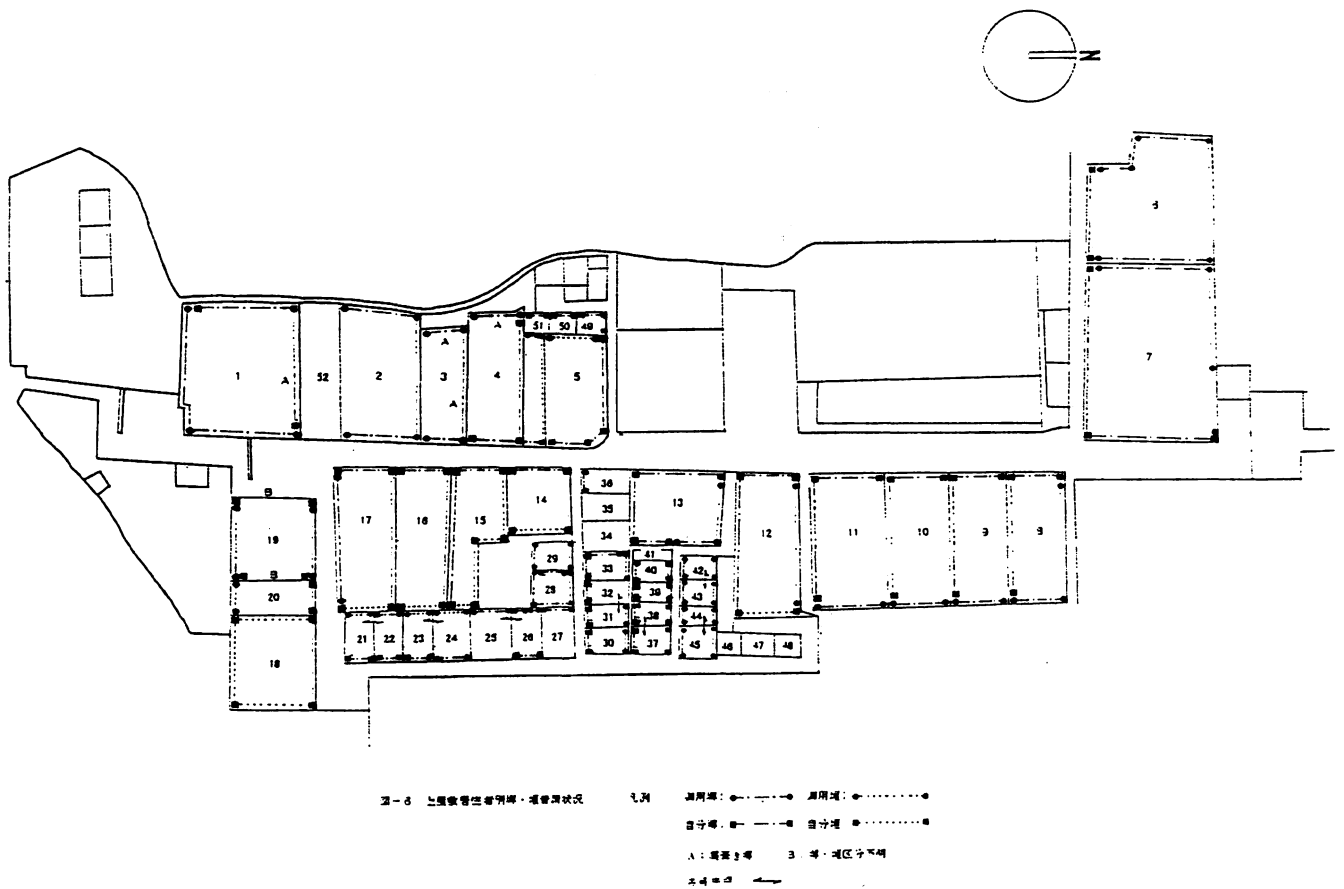


図-6 上屋敷居住用塀垣普請状況

側の余地70~80坪に、座敷や納屋などがつくられた⁴⁾。また、狭山藩では倉庫を建てることを禁じていたため、個人の家には古い蔵はない⁵⁾。長屋は4軒長屋⁶⁾であったとされるが、共同井戸が2軒単位であることを考慮すると、2軒長屋である可能性もあろう。

井戸は、「自分持」と共同の場合がある。また、共同から「自分持」になることもあったが、その契機については具体的には不明である。

上級武家住宅に附属する塀は、大町筋に面するものは朝比奈家(表-2、図-6ともにNO.1、以下他家も同じ)以外はすべて自分で築いている。

垣は、道路に面して設けられず、両舟越家(NO.6・7)の北側、山上(NO.18)・林(NO.20)家の背面と家境、田中(NO.4)・笠原(NO.5)の家境など、外周部に接する場所のほか、家境に設けられている。

中級以下の武家住宅では、小路に面する表に塀、背面に垣が設けられ、隣家の境については不明であるが、これらの住宅では井戸を2軒単位の共同で使用することが多いことから、長屋間の仕切りは開放的であったと推察される。

下屋敷における長屋の塀・垣の状況は、一部を除いてほとんど不明であるが、明らかな4軒の長屋では、表も裏も垣が設けられていたことから、下屋敷内の他家についても簡単な垣などが設けられていたことは想像に難くない。道路に面して塀を設けることが多い上屋敷の長屋に比べ、下屋敷の長屋は、道路からの見通しがよく、より開放的であったと推察される。なお、井戸は2軒単位の共同である。

以上から、上級武家住宅は主屋と庭や菜園、中・下級武家住宅は主屋(長屋)と座敷や納屋、そして両者ともに敷地周囲に設けられた塀や垣で構成されていたことが分かる。

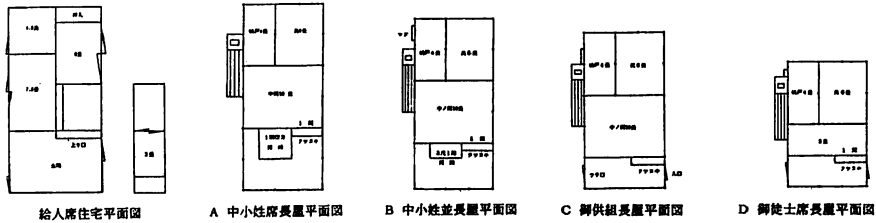
c) 主屋の階層性 既述のように、上級武家住宅の具体的な間取りは不明である。そこで、藩の重役などが会議を行う場所²⁷⁾である評定所の間取りをみることにしたい。評定所の座敷などには、その機能から相応の格式が整えられていたと考えられるためである。

狭山藩の評定所は、「別所文書其一」によると、安永4年(1775)に古御殿役所を取り払い、地形を広げて建築され、2棟(梁行2間・桁行12.5間、梁行2.5間・桁

表-3 席次別供給住宅一覧

形式	席次	規模		備考 (文書の記載事項など)
		縦	横	
独立家屋	給人席	3.0×6.0 1.0×3.5		・高倉庇瓦六枚流、但し此図面へ先年より有之享ノ屋 ・湯殿・雪隠へ離下ノ、井戸廻屋形建井筒共掛へ相渡入、尤車・釣へ自分、但し右代懸へ面被下候時へ巻貫八百目金子三拾兩代へ被候事、又古家被下候時へ修復被成下候古法也
長屋	A 中小姓席	2.5×6.0		・井戸へ廻り渡入、若自分へ廻度候へ代懸三拾兩之定、并筒へ相渡入、損ノ候節へ仕直シ相渡入事 ・家根小変裏葺、庇瓦六枚成六四脚略葺、但庇瓦六枚流へ文化年中へ相定
	B 中小姓並	2.5×5.5		・井戸へ廻り渡入、若自分へ廻度候へ代懸三拾兩之定、并筒へ相渡入、損ノ候節へ仕直シ相渡入事 ・家根小変裏葺、庇瓦六枚成六四脚略葺、但庇瓦六枚流へ文化年中へ相定
	C 御供組席	2.5×5.0		・井戸へ廻り渡入、若自分へ廻度候へ代懸三拾兩之定、并筒へ相渡入、損ノ候節へ仕直シ相渡入事 ・家根小変裏葺、庇瓦六枚流、但し六四脚略葺
	D 御徒士席	2.5×4.0		・井戸へ廻り渡入、若自分へ廻度候へ代懸三拾兩之定、并筒へ相渡入、損ノ候節へ仕直シ相渡入事 ・家根小変裏葺ふき 庇瓦六枚流れ ・但し当時御下屋敷西ノ方へ有之御長屋此通付也、東ノ方へ小変裏葺下シ庇なし、当時取払へ面なし

席次による住宅の平面図



規模は、奥行(間)×桁行(間)を示している K:間

行5間)の評定所と廊下、土間、門で構成されていた。以下に示す間取りは、2棟のうちの前者のもので、
「座敷六畳、床巻畳、一間押入付、次ノ間八畳、三ノ間四畳、玄関八畳、式台式間六畳押入付、庭取込共六畳、畳、戸、障子、襖等入、上雪隠二ヶ所板縁付」

という規模であった。これによると、玄関、式台、座敷には床と、武家住宅の階層性を示す設いがなされていることから、上級武家住宅においても、評定所と類似の設いが施されていたと推察される。

中・下級武家住宅は、「別所文書其一」所載の「給人席被下家之図」「御長屋間敷之覚」によると、表-3に

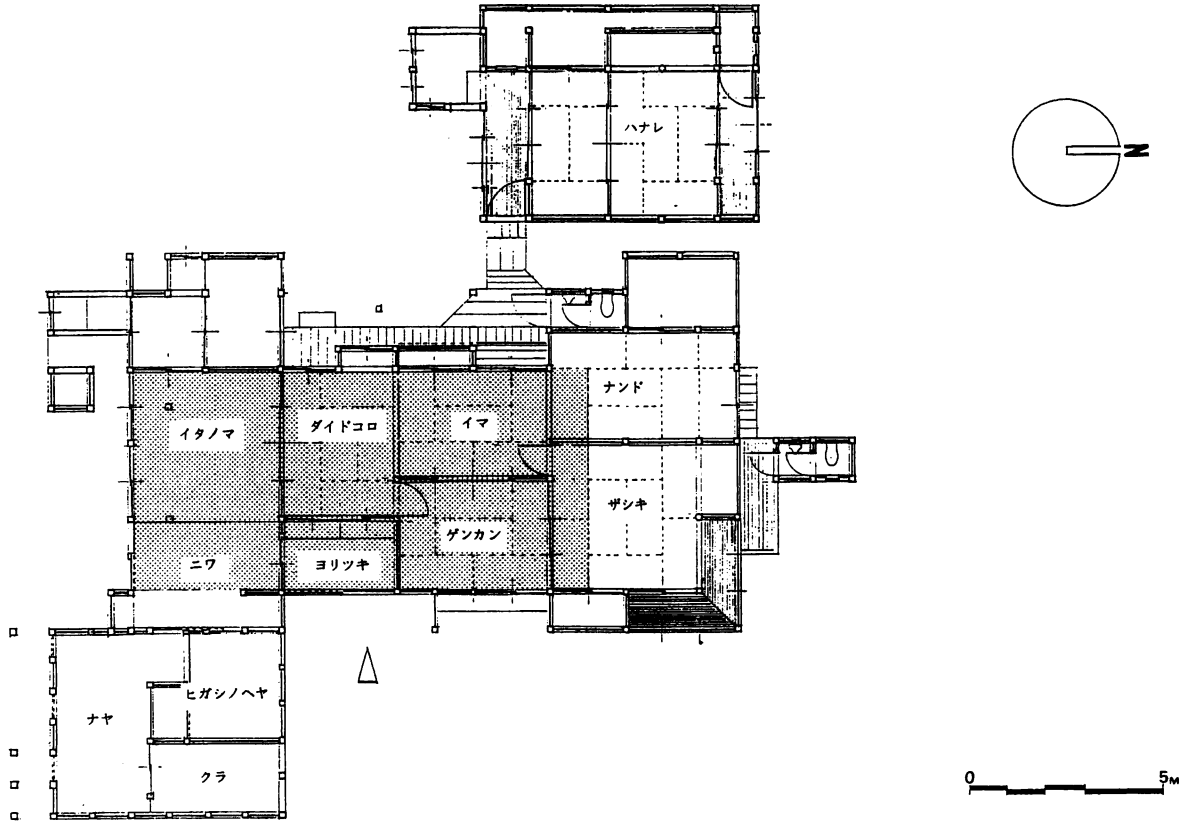


図-7 笠原家住宅平面図 (1/100) (アミかけ部分は、推定の当初平面)

表-4 藩士住宅一覧 (A) 中小姓席長屋

NO	姓名 (絵図の記載)	規模 契×桁K	間				取			内仕切り 鴨居・敷居	建具 外側 電燈	屋根	井戸	備考 (文書の記載内容など)
			中/間	奥/間	納戸	上り口	間縁 幅×長	他	鴨居・敷居					
20	林 茂 (林 茂)	2.5×6.0	10	6	4	板縁1T 香拔板 1K	板縁 3.0S×1.5K		1.0K 2口 1.5K 2口	6	1	惣庇、瓦葺7枚流、瓦御用	・出汐家・小家自分、戸6本代渡シ	
42	山内作兵衛 (山内)	2.5×6.0	10	6	4	板縁1K四方 香拔板 1K	板縁 3.0S×1.5K		1.0K 2口 1.5K 2口	6	1	庇瓦7枚流	・出汐家・小家自分 ・此之長屋縁々四軒へ新築也、南之方高故有之ニ付、内仕切不残御用より引越無之内地御躰被下候、依而修復も御用	
43	井上鹿馬 (井上)	2.5×6.0	10	6	4	板縁1K四方 香拔板 1K	板縁 3.0S×1.5K		1.0K 2口 1.5K 2口	6	1	庇瓦7枚流	・出汐家自分	
44	宮城元之進 (宮城)	2.5×6.0	10	6	4	板縁1K四方 香拔板 1K	板縁 3.0S×1.5K		1.0K 2口 1.5K 2口	6	1	庇瓦7枚流	・出汐家自分	
45	麻 助太夫 (麻)	2.5×6.0	10	6	4	板縁1K四方 香拔板 1K	板縁 3.0S×1.5K		1.0K 2口 1.5K 2口	6	1	庇瓦7枚流	・出汐家自分	
49	坂口佐五郎 (坂口)	2.5×6.0	10	6	4	板縁1K四方 香拔板 1K	板縁 3.0S×1.5K		1.0K 2口 1.5K 2口	6*	1	庇瓦6枚流	1軒持 原形自分 井筒御用 *外側4本新、2本古戸 ・出汐家手入れ、物置等自分	
50	松浦源右衛門 (松浦)	2.5×6.0	10	6	4	板縁1K四方 香拔板 1K	板縁 3.0S×1.5K		1.0K 2口 1.5K 2口	6*	1	庇瓦6枚流	1軒持 原形自分 井筒御用 *外側4本新、2本古戸 ・出汐家手入れ、物置等自分	
51	横田欣次 (横田新平)	2.5×6.0	10	6	4	板縁1K四方 香拔板 1K	板縁 3.0S×1.5K		1.0K 2口 1.5K 2口	6*	1	庇瓦6枚流	*外側4本新規、2本古戸 ・出汐家手入れ、物置等自分	
52	濱江藤御殿 (田中三喜造)	2.5×6.0	10	6	4	板縁1K四方 香拔板 1K	板縁 3.0S×2.0K		1.0K 2口 1.5K 2口	7	1	庇瓦6枚流	・松川嘉右衛門御在勤中出汐家、火燒場其外内廻り手入被候、文政八酉年十一月退役之御其 ・御手入御買上ニ相成、以来 長屋建ニ相成、林内内ニ御渡之事 ・惣躰自分出汐、瓦御用、其外少々とも手入自分	
33	森本光次 (森本)	2.5×6.0	10	6	4	板縁1K×2K 上り段に1K の板	くれ縁 2.5S×2K		1.0K 2口 1.5K 2口	6	1	庇瓦6枚流	・庇安永八年ニ出来、此長屋御代官長屋ニ成、是迄あれこれと代り繕ひ有之候也、寛永十年 (一) 年九月ニ麻武七郎へ御貸被成候節ニ並御長屋ニ相成、又表之方松王と仕切堀ノ井出十左 ・新門在命中ニ自分ニ築、瓦御用より九十四枚代渡シ 銀七匁五分十左新門江渡入、寛永十年 (二) 年十一月と吉配ニ有之、但シ松王と有分ノ西隣之事變	
21	松川直右衛門 (松川直三)	2.5×6.0	10	6	4	板縁 4J 香拔板 1K	西方板縁 2.5S×1.5K		1.0K 2口	6*	1	庇瓦6枚流 瓦御用	*外側4本新規、裏2本古戸 ・出汐家、小家、藤等自分	
22	三好宇右衛門 (三好六藏) 手習部屋	2.5×6.0 1.5 -	10	6	4	板縁 4J 香拔板 1K	西方板縁 2.5S×1.5K	**	1.0K 2口	6*	1	庇瓦6枚流 瓦御用 築葺き下シ	松川と相合 原形自分 *外側4本新規、**天井無し、北西・南東ニ窓 裏2本古戸 ・出汐家・小家自分、井戸は、何時頃よりか自分一軒持ニ相成 ・文政九丙戌四月建て、宇右衛門へ御貸被成候 ・東方出汐口・登り自分	
23	牧山藤兵衛 (牧山)	2.5×6.0	10	6	4	板縁 4J 香拔板 1K	西方板縁 2.5S×1.5K		1.0K 2口	6*	1	庇瓦6枚流 瓦御用	朝比奈と相合 *外側4本新、裏2本古戸 ・出汐家・小家自分	
24	朝比奈新太郎 (朝比奈新吾)	2.5×6.0	10	6	4	板縁 4J 香拔板 1K	西方板縁 2.5S×1.5K		1.0K 2口	1	1	庇瓦6枚流 瓦御用	*外側4本新、裏2本古戸	
26	岡田忠作 (岡田)	2.5×6.0	10	6	4	板縁 0.5K 香拔板 1K	西方板縁 2.5S×1.5K		1.0K 2口 1.5K 2口	6	1	庇瓦6枚流	・出汐家・小家・物置等自分 ・東西庇両妻共安永八年ニ瓦庇ニ相成	
30	田中藤十郎 (田中桂助)	2.5×6.0	10	6	4	板縁 0.5K 香拔板 1K	板縁 2.5s×1.5K		1.0K 2口 1.0K 2口	6	1	庇三方共瓦6枚流	原形自分 ・出汐家・裏小家等自分 ・庇安永八年ニ出来 ・此長屋東より三軒之間へ裏表ニ式尺五寸、老間半/板縁付外吉配ニ在リ、当時澤川・上田之南隣ニ面有之候	
31	下山 巖 (下山 巖)	2.5×6.0	10	6	4	板縁 0.5K 香拔板 1K	板縁 2.5S×1.5K		1.0K 2口 1.0K 2口	6	1	庇瓦6枚流	上田と相合 ・出汐家・小家等自分 ・庇安永八年ニ出来、表之方縁之取上田長屋ニ同シ ・元來此御長屋三軒竹貫之由承り候、其後ニ迫々出来ト聞伝シ	
32	「無記載」* (野中 操)	2.5×6.0	10	6	4	板縁 0.5K 香拔板 1K	板縁 2.5S×1.5K		1.0K 2口 1.0K 2口	6	1	庇瓦6枚流	*下山家の西隣にあり、同家の井戸は「上田」相合」とあることから、元は「上田」と推定 ・出汐家自分 ・庇安永八年ニ出来 ・元來此御長屋三軒竹貫之由承り候、其後ニ迫々出来ト聞伝シ	
下	野村勘之進 (野村勘之進)	2.5×6.0				度板厚1寸1 枚	板縁 3.0S×1.5K	*	1.0K 2口 1.5K 2口	6	1	大和棟、並六瓦 隅略6枚流、庇 谷深六四瓦隅略 6枚流	*台所窓縁板之間、欄板式枚 ・安政四年七月御下敷敷中通りへ新規六間三軒建之、万延元年申引越 ・万延元年之頃江戸より引越兼中島府被仰付、四月中迄免足ニ付御不要長屋ニ相成、万延元年 八月、四軒長屋ニ組替御躰相成	

NO: 上屋敷の屋敷位置に同じ 下: 下屋敷に存在 規模: 契行×桁行で表示 中/間: 図面では「中/間」「中間」、本文では「次/間」と示されている
K: 間、J: 柱敷、S: R、T: 坪を示す

植松他: 狭山藩武家住宅

表-4 藩士住宅一覧 (B) 中小姓並長屋

NO	姓名 (絵図の記載)	規模 梁×桁K	間 取り			上り口	電線線 幅×長	内仕切り 鴨居・敷居	建 具		屋 根	非 戸	備 考 (文書の記載内容など)
			中/間J	奥/間J	納戸J				外欄	電線			
28	松王直石衛門 (松王)	2.5*×5.5	10	6	4	板縁 5S×1K 香抜板 1K	板縁 2.5S×1.5K	1.0K 311 1.5K 111	6	1	敷廻り庇6枚流 瓦御用	非戸・屋形 自分、非御 御用	*「梁行式間取込半間」とあり、増築したことが窺われる ・出?家・小家・蔵等自分 ・津川藤次願=面自分=非戸御 ・此就二軒之御長屋へ天明中=元禄定所古木=而建、依面式間取、柱へ穴多く屋敷の花村屋敷 跡と云ふ
29	井川信通 (井川俊造)	2.5*×5.5	10	6	4	板縁 5S×1K 香抜板 1K	板縁 2.5S×1.5K	1.0k 311 1.5k 111	6	1	敷廻り瓦庇6枚 流	1軒時代納	*「梁行式間取込其間半」 ・出?家自分 ・文政十年六月十三日、願=而袋町中/長屋より此御長屋へ引越、 ・此御長屋へ是迄御用御入用=面御平入有之上、押込、其外出?家等代納=而作馬へ払=相成、 以兼作馬自分
25	横田 (池川貞次)	2.5*×5.5	10	6	4	板縁 0.5k 香抜板 1K	板縁 2.5S×1.5K	1.0K 211 1.5K 211	6	1	庇6枚流		*池内藤太在任中、願=面桁行六間=建替 ・南/方下家へ林内住居中=願=面御間届相済御用より出?遣え、尤年曆へ不相分候得共其趣古 記=有之 ・此就御長屋三軒東西庇、西妻共安永八亥年=瓦庇=相成
27	別所源吾	2.5×5.5	10	6	4	板縁 0.5k 香抜板 1K	板縁 2.5S×1.5K	1.0K 211 1.5K 211	6	1	瓦庇6枚流	1軒特	・出?家・蔵等自分 ・東西庇西妻共安永八亥年=瓦庇=相成 ・文化九箇申年祖父源吾兵衛、願=面自分=北へ続=梁行式間半、桁行式間建替、家根替= 替
36	松川廣次 (松川)	2.5×5.5	10	6	4	板縁 0.5k 香抜板 1K	板縁 2.5S×1.5K	1.0K 211 1.5K 211	6	1	瓦庇三方共6枚 流	原形自分 非御御用	等も自分=改修 ・出?家手入、西之方瓦葺建替等自分 ・非戸へ不直=付欄替可被之處、願=面自分=網、依而三十匁代渡? ・文政八四年十二月=引移、文化二廿年四月新橋町之御長屋4軒取払=相成、井出屋敷東方、 面取込新規共九軒建 ・万延元年八月願=面引移 ・出?家手入・小家自分 ・出?家自分
37	澤田文内 (澤田)	2.5×5.5	10	6	4	板縁0.5K×1K 香抜板 1K	板縁 3.0S×1.5K	1.0K 211 1.5K 211	6	1	三方瓦庇7枚流 瓦御用	吉田と相合	・出?家自分
38	吉田半兵衛 (吉田)	2.5×5.5	10	6	4	板縁0.5K×1K 香抜板 1K	板縁 3.0S×1.5K	1.0K 211 1.5K 211	6	1	三方瓦庇7枚流 瓦御用		・出?家自分
39	寺田良茂 (寺田良平)	2.5×5.5	10	6	4	板縁 0.5k 香抜板 1K	板縁 3.0S×1.5K	1.0K 211 1.5K 211	6	1	三方瓦庇7枚流 瓦御用		・出?家自分
40	西野忠兵衛 (西野)	2.5×5.5	10	6	4	板縁0.5K×1K 香抜板 1K	板縁 3.0S×1.5K	1.0K 211 1.5K 211	6	1	三方瓦庇7枚流 瓦御用		・出?家自分

表-4 藩士住宅一覧 (C) 御供組席長屋

NO	姓名 (絵図の記載)	規模 梁×桁K	間 取り			上り口	電線線 幅×長	内仕切り 鴨居・敷居	建 具		屋 根	非 戸	備 考 (文書の記載内容など)
			中/間J	奥/間J	納戸J				外欄	電線			
下	菊田與三兵衛 (菊田順次)	2.5×4.0	10	6	4	板縁 3S×1.5K		1.0K 211 1.5K 211	6	1	瓦庇6枚流	大倉と相合	・外内廻り手入、裏納屋等自分
41	御近習在番部屋 (野中佐吉)	2.5×4.0	5*	6	4		板縁 3S×1K	1.0K 111 1.5K 111	5	1			*口/間様なし、板間5径 (中/間のことか) ・近年口/間=も其間様なし登入候也
下	菊井柔次 (菊井柔次)	2.5×4.0					縁 (板縁か) 3S×1K	1.0K 111 1.5K 111	5	1	大和棟並六四瓦 6枚流、庇へ谷 深5枚流		
下	沖 泰祐 (内田平也)	2.5×4.0					縁 (板縁か) 3S×1K	1.0K 111 1.5K 111	5	1	大和棟並六四瓦 6枚流、庇へ谷 深5枚流		
下	土井庄右衛門 (土井福造)	2.5×4.0					縁 (板縁か) 3S×1K	1.0K 111 1.5K 111	5	1	大和棟並六四瓦 6枚流、庇へ谷 深5枚流		
下	野々村甚蔵 (野々村甚蔵)	2.5×4.0									庇瓦七二、6枚 流		・万延元年十一月右同断南 (??) 1方へ六間長屋四軒寄棟建立

表-4 藩士住宅一覧 (D) 御徒士席長屋

NO	姓名 (絵図の記載)	規模 梁×桁K	間 取り			上り口	電線線 幅×長	内仕切り 鴨居・敷居	建 具		屋 根	非 戸	備 考 (文書の記載内容など)
			中/間J	奥/間J	納戸J				外欄	電線			
下	大倉小平 (大倉一平)	2.5×5.0	10	6	4	板縁 3S×1.5K		1.0K 211 1.5K 211	6	1	庇瓦6枚流		・出?家自分 ・文化四丁卯年九月御下屋敷西池/端御長屋建
下	高三鉄次 (高三鉄次)	2.5×5.0	5	6	4	段留0.3S打付 香抜板 1k	板縁 2.5S×1.5K	1.0K 111 1.5K 111	5	1	庇瓦6枚流	浅田と相合	・外内廻り手入、裏小屋等自分

示すように、中級武家の給人席にも独立家屋^{*28}が供される場合があり、その他の中・下級武家には、席次に応じた規模の長屋が供給された。

屋根仕上げ材については、上級武家住宅は不明であるが、中・下級武家住宅はすべて藁葺き屋根である。

給人席の住宅には、梁行3間・桁行6間と、梁行1間・桁行3.5間の2種類の平面図の記入があり、離れ座敷が設けられていたと推察される。このタイプには、「湯殿・雪隠ハ継下シ」とあることから、増築を前提としていたことが分かる。供給の方法は、金銭で渡す時は「老貫八百目金子三拾両」、古家で渡す時は藩から修復が行われた。

評定所の間取りと、表-3に示した中・下級武家住宅の各平面図とを比較して大きく異なるのは、中・下級武家住宅には、武家住宅の格式を示す玄関や式台、座敷の床が設けられていないことである。つまり藩が供給する住宅には、独立住宅であっても玄関、式台、床は設けておらず、これらの住宅では、出入りには土間を用い、式台ではなく板縁が設けられていた。

給人席の独立住宅の例として、笠原家住宅を紹介したい(図-7)^{*29}。当家は医師・儒官であり、藩校の創設ならびに藩士の教育にも尽力するなど、同藩において重要な地位を占めていた。住宅は上屋敷の中央部に位置し、評定所(後の藩校)に北接するとともに、旧藩時代からその場所を変えていないなど、上屋敷の位置的にも貴重な遺構である。

当家の建築年代は不明^{*30}であるが、天明2年の火災で上屋敷が全焼した際に、当家も罹災したとすれば、それ以降の建築となる。家屋は、イマ・ゲンカン^{*31}などのある主屋を中心に、クラなどのあるナヤ、ハナレで構成されている。

現状の平面は、多くの増改築を受けていると考えられるが、主屋部分については、表-3に示した給人席住宅の平面(図-7のアミかけ部分)を基本に変化したと推察される。

既述の「御長屋間数之覚」には、長屋の種類と平面図を掲げた後に、

「一 林 茂 御長屋 梁行式間半、桁行六間

但外側戸六本、雪隠戸壱、出入内仕切敷居鴨居壱間二口、壱間半二口、畳之間六畳、納戸四畳、次之間拾畳、上り口ニ壱坪之板縁付并壱間之くつぬき付、雪隠通ひ板縁巾三尺ニ壱間半、家根惣庇瓦ふき七枚流、裏仕切垣御用、表仕切塀自分、且戸六本ハ代渡シ、若御長屋替被仰付之節ハ買入置候筈証文取置也、尤

此証文松川嘉右衛門役中ニ紛失致シ候へ共約東ハ右之通り也」

と詳細な記述があり、以下、各家について多くの情報が記載されている。そこで、梁行・桁行や上り口の規模などに注目し、表-3の長屋の規模に従って分類して表-4(A)～(D)を作成した。以下、これらの表をもとに考察を行う。

(A)表に示した中小姓席長屋が、居住世帯19家と最も多く、表-2などから18家の席次が判明する。その内訳は、給人3人(NO.20・42・51)、給人格1人(NO.52)、中小姓8人、中小姓格1人(NO.49)、供組4人(NO.45・50・33・下)、士列格1人(NO.44)で、席次に応じた長屋の居住者である中小姓席が占める割合は約44%である。

給人席の住宅は、表-3に示したように本来独立家屋であるし、また供組の長屋は(C)表にみられるように、規模・上り口ともに、中小姓席長屋に比べて小規模なものである。士列格の長屋については記録がないので不明であるが、本来の居住者である中小姓席の者が半分弱しか居住していないことから、居住者の席次に対応した長屋の供給が原則どおりに運営されていないことが窺われる。

長屋の間取りをみると、表-4(A)～(C)までは、室の構成と広さは、中ノ間10畳、奥ノ間6畳、納戸4畳と共通しており、主要な生活空間については、席次による差のないことが分かる。しかし、梁行は2.5間で共通するものの、桁行が(A)表では6間で、順に0.5間ずつ縮小され、(D)表では4間となり、席次の差が桁行で設けられていることが分かる。これらの規模は、表-3に示した規模と大差がない。なお、(D)表の菊田家の間取りについては疑問が残る^{*32}。

上り口についてみると、(A)表では、1間四方の板縁(1坪)+1間の杳抜板、1×2間の板縁(4畳)+1間の杳抜板、0.5間の板縁+1間の杳抜板の3種類がある。表-3によると、中小姓席長屋の上り口は1間四方の板縁が基本であるが、同じ中小姓席でなぜ板縁の大きさに差があるのか、その理由は不明である。上り口は、(A)～(D)表になるにしたがい規模が小さくなることから、席次との関係があったと考えられる。

長屋の建築時期に注目してみると、建築時期が同一のものは、NO.42～45、NO.49～51、NO.30～32である。前者については、「此御長屋続キ四軒ハ新建也…」とあり、建築時期は不明であるが、同時期の建築であることが分かる。また、中者は、「文化十二乙亥年七月六日袋町御長屋桁行五間半、梁行二間半、四軒及大破候ニ付…梁行式間半、桁行六間、御長屋三軒建」^{*33}とあり、文化12年

以降に梁行2.5間、桁行5.5間規模の4軒の長屋を、梁行2.5間、桁行6間規模の3軒の長屋に変更して同時期に建てられている。後者は、長屋の位置的にみて、NO.30に記された「此続長屋東より三軒之間…」と、NO.31・32の「元来此長屋三軒ハ竹簀之由…」の記載は、この3軒に対するものと判断できる。

NO.21～24は、建築年代は不明であるが、上り口の仕様の表記が同一であることから、同時期に建築されたものと推察される。

以上のことから、建築時期が同一の場合には、同一仕様でつくられるため、長屋の建築時期が異なると、その仕様に差が生じたものと考えられる。

建具は、新品と古品が混在して渡される場合がある。

屋根形状が具体的に判明するのは大和棟³⁴で、庇については、「惣庇」「庇三方共」のように配置形式が分かる。

d) 御用普請と自分普請 「別所文書其一」所載の「御用境塀垣左之通」には、

「一 朝比奈與兵衛殿屋敷南御門より南表筋西へ御庭之内迄高塀の間ハ不残御用塀、東表通高塀折廻之分御用塀、其外朝比奈口門之北より折廻シ葺葺塀并ニ西側之塀不残自分」

のような記載があり、上屋敷の上級武家住宅の大半について、塀・垣の普請状況が判明する。

普請については、藩の負担で行う場合（御用普請）と、自分の負担で行う場合（自分普請）があった。

上屋敷のメインストリートである大町筋に面して、御用普請によって塀が設けられたのは、既述のように朝比奈家のみで、同家以外はすべて自分普請で塀を築いているが、内廓の「七つ蔵」が並ぶとともに、土塀³⁵が連続し、その足元の溝には水が流れる大町筋の景観は、閉鎖的ではあるが整然とした町並みを構成していたと推察される。

大町筋以外の御用普請による塀の状況を見ると、朝比奈家（NO.1）南面、雪江様御殿（NO.2）・田中（NO.4）・舟越（亀）家（NO.6）西面、大川家（NO.8）北東面、沖（NO.9）・内田（NO.10）・江馬家（NO.11）東面、植田家（NO.19）南面のように、敷地の背面が池や山、他領に接する場所などに多く設けられている。さらに、朝比奈・下山家（NO.1・17）のように、大手門を入ってすぐの場所や、江馬・山上・井出・植田家（NO.11・12・13・19）のように、大町筋から横小路入る場所などにも御用普請による塀が設けられていた。

御用普請の垣は、笠原家（NO.5）西側、舟越両家（NO.6・7）北面の村地境にみられるが、NO.5では、「…西側垣も先年ハ自分持之处、寛政五年願ニ而御用ニ成…」と、

自分普請で築いた垣が願いで御用になったり、NO.6では、「…舟越西蔵之間北垣迄四拾貳間自分持ニ而竹垣之所、寛政三辛亥年秋願ニ而塀ニ相成御用ニ成」と、やはり自分普請で築いた垣が塀に変更されて御用で維持することになった。さらに、藩主の一族が住む場合には、「□之亟殿御仮住居ニ相成、当時ハ不残塀ノ分御用より修復」（NO.18）となる場合もあった。

自分普請の垣は、田中（NO.4）・笠原家（NO.5）境、山上家（NO.12）背面、林（NO.14）・田中（NO.15）家境と背面のように、陣屋内部に面する箇所によく設けられている。

御用普請と自分普請の区別は、外周部のような外敵の侵入しやすい場所や、藩主一族の住まいなど、藩が直接関わる場所は御用普請、他の場所は自分普請と考えられるが、このほかにも種々の条件に対応した詳細な規定の存在が感じられる。

また、中・下級武家住宅の附属屋の増改築などは、表-4（B）の植田家（NO.25）のように、昔は「…願ニ而御聞届相済御用より出シ遣ス」と、藩が行うこともあったが、この件については「…年暦ハ不相分候得共其趣古記ニ有之」と、記録に残されているだけであった。当時は、自分普請がほとんどで、表-4の備考欄には、「出シ家・小家自分」などの記載が多くみられるほか、「…梁行式間半、桁行式間建継シ、家根替并ニ繕等も自分…」（NO.27）、「…是迄ハあれこれと代り繕ひ有之候…」（NO.33）³⁶と、増築の様子が窺える。

自分普請による頻繁な増改築には藩も気をつけていたようで、文政3年（1820）8月に、「…元来被下長屋を永住之様ニ心得居候哉ニ相聞心得違候、前々者度々御長屋替替仰付事ニ候、近年者成丈ケ御用捨ニ相成来…」³⁷と、長屋替えをひかえてきたことが、かえって自分の家という感覚を引き起こし、多くの手入れを行うことの原因とみている。しかし、今後長屋替えの際には、手入れした部分については元に戻さず、「相对ニ而譲り候義者格別」とそれを認めている。長屋の数の不足などの要因で、地位の昇進などにもなう長屋替えが原則どおりにできない状況になっていた。

屋根は、瓦が「御用」のものがあるが、自分普請との区別は不明である。井戸は、共同・1軒もちに関わらず、井筒は御用普請、屋形は自分普請であった。

5 まとめ

以上、狭山藩の陣屋と武家住宅などについて、分析・考察を行ってきたが、得られた結果を以下のようにまとめることができる。

1) 史料について 「別所文書其一」は、安政4年正月から明治2年4月までに作成されたと考えられる。同文書には、「古記」として記されている箇所があり、同文書を作成した際に参照したもとの記録は、編集されていたと推定される。なお、「古記」の明確な年代は不明である。絵図が作成された時期は、明治29年であると考えられる。

2) 陣屋について 陣屋の都市計画の基本は、大町筋をメインストリートとし、東小路、横小路などで整然と区画されているが、地形の関係で非対称の計画となっている。

武家住宅は、上級武家は大町筋に、中・下級武家は横町に面して設けられていることから、階層による居住区分がなされていたことが窺える。

陣屋の周囲は、池に面したり、御用普請による塀や垣が設けられ、防御面を重視した計画であった。内部は自分普請によるものが多い。

3) 武家住宅について 上級武家住宅は、大町筋に面して敷地が与えられ、住宅と大町筋に面する塀および隣地境の垣は、基本的に各自が普請した。住宅の間取りは具体的には不明であるが、相応の格式をもつ評定所に、玄関、式台、座敷の床などが設けられていることから、上級武家住宅にも類似の設けが施されていたと推察される。

中・下級武家住宅は、敷地と住宅は藩からの供給によるもので、主屋は藁葺き屋根であった。中級武家である給人席の住宅は、独立家屋で、離れ座敷をもっていたが、その他の中・下級武家住宅は長屋建てで、すべて梁行が2.5間と共通していた。長屋の形式には、中小姓席、中小姓並、御供組席、御徒士席と席次に応じた4種類があり、間取りをみると、玄関、式台、床などの格式的要素はなく、桁行と上り口の大きさによる階層性が窺える。

長屋の塀・垣は、表に自分普請による塀、裏に御用による垣が設けられることが多い。井戸は、自分もちと2軒単位の共同の場合があるが、いずれも井筒は御用、屋形は自分普請であった。

これらの長屋は、地位の昇進などにともない入れ替えが行われていたが、文政3年頃にはすでにその原則がくずれ、居住者の席次と長屋の規模が対応しない状況が生じていた。

註

- *1 『狭山町史第1巻本文編』(同町史編纂委員会編 昭和42年11月)
- *2 福島雅蔵「狭山藩と藩士の生活」(『日本民俗文化体系』第11巻所載 昭和60年 小学館)

- *3 彦根藩については、西川幸治「城下町とその住居」(『世界建築全集3』所載 昭和34年 平凡社)、飯田藩については、大河直躬「江戸時代の中・下級武士住居と近代都市住居」(『日本建築の特質』所載 太田博太郎博士還暦記念論文集刊行会 昭和51年 中央公論美術出版)、弘前藩については、草野和夫「弘前家中武士住居遺構の建築年代および建築時の範囲について」(日本建築学会大会学術講演梗概集 昭和54年9月)、大石桂子他「弘前藩における中・下級武士住居について(その1)」(日本建築学会九州支部研究報告第25号 昭和55年2月)、須坂藩については、丸山日出夫「信州須坂藩御長屋について」(日本建築学会北陸支部研究報告集第22号 昭和54年6月)、高田藩については、同「高田城下町の足軽長屋について」(日本建築学会北陸支部研究報告集第23号 昭和55年6月)、高遠藩については、大河直躬他「高遠藩「御家中屋敷絵図」の検討1~4」(日本建築学会大会学術講演梗概集 昭和58年9月 同59年10月)、安中藩については、桑原稔「旧安中藩の侍長屋の復元について」(日本建築学会大会学術講演梗概集 1991年度)、岸和田藩については、小林大祐他「岸和田岡部藩の武士住宅 について」(日本建築学会大会学術講演梗概集 1997年度)などがある。また、これらのほかに、和田嘉宥「足軽屋敷の基本構成とその変遷」(日本建築学会中国支部研究報告発表会 昭和62年度)、増田達男他「金沢城下絵図における足軽居住地の都市的配置について」(日本建築学会東北支部研究発表会 1996年度)、鈴木賢次「江戸下谷の御徒組屋敷について」(日本建築学会大会学術講演梗概集 1997年度)などがある。

*4 「狭山藩志稿」(『大阪狭山市史紀要第1号』所載 (大阪狭山市史編纂室編 平成7年3月))

*5 「狭山藩史料」(第5輯)には、「別所文書其一」「植田文書」「山内文書其一」が収録されている。

*6 「別所文書其一」。なお、同文書の目次は以下の通りである。

「一 上下御屋敷間数坪数ノ事、一 御用掛り塀境見切之事、一 御蔵預り所之事(×)、一 所々橋之事、一 屋敷地間数坪数之事、一 御長屋向渡建具附置之事、一 中小姓以下御長屋替ニ付被下并渡畳等之事、一 四方道筋の間数溝渡所之事、一 毎月毎日掃除之定ノ事、一 御長屋向戸数并公私之餘書之事(×)、一 並松町借家之事(×)、一 御使者宿郷宿畳建具渡方之事」

- ただし、目次と本文における表題は必ずしも一致せず、各項の末尾に(×)を付したものは、本文において記述の無いものである。また、目次には掲げられていないが、「諸御長屋被下之訳」の記載がある。
- *7 「旧狭山藩士江馬家文書目録」(以下「江馬家文書」と略記、大阪狭山市史編纂室編 平成6年7月) NO 93、94「御家中順席帳」、「旧狭山藩主北条家文書目録」(以下「北条家文書」と略記、大阪狭山市史編纂室編 平成8年12月) NO.125「旧狭山藩記事書類」明治29年所載「明治二年四月調御家中順席人員」
 - *8 中小姓の表記は、史料では「中小性」「中小姓」と混乱しているが、本稿では「中小姓」として統一して用いる。
 - *9 『国史大辞典4』(吉川弘文館 昭和59年2月)
 - *10 『絵図に描かれた狭山池』(大阪狭山市教育委員会・狭山池調査事務所編 平成4年3月)
 - *11 *7前掲「北条家文書」NO.125所載「明治二年四月調御家中順席人員」
 - *12 推定15件を含む。
 - *13 *7前掲「江馬家文書」NO.94
 - *14 *7前掲「北条家文書」NO.125所載の「明治二年四月調御家中順席人員」には、明治2年4月と同29年の旧藩士の姓名が掲げられている。例えば、「・村上武 47 惣八ト改、・村上親綱 31 村上武ノ次男」、「・別所源吾 38、・別所源吾 63」などと記され、代替わりや継続が判明する。井出俊造は、明治2年には「井出作馬 19」とあり、代替わりなどの注記もなく、同一人物で改名したと考えられる。なお、「北条家文書」NO.125「旧狭山藩記事書類」は、旧君臣民間昔日の状態を懐想し、君家の深恩を忘れないことなどを目的として、旧藩士宅に所蔵されていた書類をもとに、森権六・植田謙八によって明治29年に調査・作成されたものである。しかし、すでに不明な点が多くあったようで、「・誤謬脱漏有之哉も難計・」とし、発見した者は通知を欲しいと訴えている。さらに、家中名簿については、現今の相続人の現住所などの不明、相続人の有無の不明な者も多くあるので、知っていれば連絡を欲しい旨と、住所の異動についても連絡を欲しいとしている。
 - *15 *2前掲福島論文、*4前掲所載「狭山藩志稿」
 - *16 推定2件を含む。
 - *17 『国史大辞典7』(吉川弘文館 昭和61年11月)
 - *18 ①に相当する陣屋の建築的研究は、吉田純一氏の「本保陣屋の調査研究(1)」(日本建築学会北陸支部研究報告集 昭和63年度)以降の一連の研究がある程度で、今後の研究がまたれる分野である。他府県における陣屋の比較検討などについては、今後の研究課題としたい。
 - *19 『狭山町史第2巻史料編』(同町史編纂委員会編 昭和41年4月)所載「中林家累代日記」
 - *20 『狭山の地名五十話』(上田宏範他 平成4年3月 大阪狭山市役所発行)によると、「枅形前」は現在も小字名として残っている。
 - *21 大手門は、堺市の北御坊真宗本願寺派別院正門として現存する。
 - *22 *1前掲『狭山町史第1巻本文編』によると、馬場は後に内廓東部の大町筋側に移され、この地は長屋住まいの藩士の菜園として30坪位ずつ貸与された。図-2には、その状況が描かれている。
 - *23 *2前掲「狭山藩と藩士の生活」によると、中級武家に相当する席次として「給人・中小姓等」、下級は「徒士・御目見格」としている。これより、上級武家に相当するのは、席次が最も細分化した明治2年では、家老・中老・番頭・番頭格・用人・用人格・大目付・物頭・物頭格と考えられる。
 - *24 『三重の近世城郭』(三重県教育委員会 1984年10月)
 - *25 陣屋の周囲に土塁を築き、川や池などを利用して濠の役目を負わせることは、狭山陣屋や菰野陣屋のほか、久居・名張陣屋(三重県)、田原本・戒重・芝村陣屋(奈良県)など、多くの陣屋で見られる。
 - *26 「別所文書其一」所載の「御用境塀垣左之通」と、各藩士長屋の記載順序に従って居住者を掲げ(塀・垣の記述のない居住者も含む)、席次、家禄などを補って同表を作成した。なお、図-6は、同表の内容を上屋敷図(図-2)を基本にして、模式的に描いたものである。
 - *27 『日本国語大辞典』(小学館 昭和56年)
 - *28 *2前掲「狭山藩と藩士の生活」によると、狭山藩の中・下級の武家住宅はたいてい4軒長屋とされ、給人席の住宅も長屋に含まれているが、「給人席被下家之図」ではその平面図と但書を掲げ、それに続く「御長屋間数之覚」で席次による長屋の種類と平面図を掲げている。これらの記述内容と平面図から、給人席の住宅は独立家屋と判断した。
 - *29 当家は、1997年9月16日に建て替えのために取り壊された。解体に先立って行われた調査の結果は別の機会に改めて報告することにしたい。
 - *30 主屋・ハナレともに、棟札などの建築年代を確定

しうる史料は見いだされていない。室名などは当主の御母堂落合トシ氏のご教示による。ハナレについては、同氏は大正初期の建築ではないかとされるが、確証するものはない。

- *31 北条氏が来訪した際には、ゲンカンから出入りしたという。
- *32 菊田家は、(A)～(C)表と同様の間取りで、上り口にも幅3尺、長さ1.5間の板縁を設けているが、2.5×4.0間の規模であるから、中ノ間を10畳とすると土間を取る余裕が無くなることから、誤写ではないかと考えられる。御近習在番部屋(No.41)のように、中ノ間が5畳規模であると上り口も確保できる。
- *33 記述の全文は、以下の通りである。備考欄にはスペースの関係で記載できなかった。
「文化十二乙亥年七月六日袋町御長屋桁行五間半、梁行二間半、四軒及大破候ニ付、半田村林蔵・藤兵衛へ売払ニ相成代銀四百式拾匁、右代銀ハ跡新建御長屋材木代之たしニ致シ候事、梁行式間半、桁行六

間、御長屋三軒建」

- *34 他の屋根形式の存在については不明であるが、*4前掲「狭山藩志稿」では、「当時は廊内の建物以外は藁葺が多く、長屋は棟と庇に瓦をうひた所謂大和棟であって、大抵小麦藁をうひて体裁のよいものであった」とあることから、一般的に用いられていたと推察される。
- *35 塀については、*4前掲「狭山藩志稿」では、「屋敷の境界には多く練塀を繞らし、瓦又は藁を以て葺いてあった」とある。練塀は土塀と同意であることや、笠原家(No.5)に一部残されていた塀の遺構から、瓦葺き土塀で、表面は漆喰で仕上げられていたと推察される。また田中家(No.4)のように、自分普請で他家との仕切りを行うときには、屋根を藁で葺いた藁塀が用いられることもあった。
- *36 備考欄にある同文の年号で「寛永十午」とあるのは、寛政の誤記であろう。
- *37 「狭山藩吏公務控記録」(大阪府立中之島図書館蔵)

Sammry

Sayama clan of Kawachi country, located to the south of Osaka in the Edo period was under the rule during twelve generations of the Hojo family until the Meiji Restoration in 1868. The Hojo family, a small feudal lord with 10,000koku of rice developed clan politics without having a castle but a Jinya, a small manor castle.

This study is the analysis and comments on the town planning of Jinya of Sayama clan, situation of a building of wall and fences of Samurai's houses and their site plans.

Followings are the conclusions acquired.

- The town planning of Jinya considered 'Omachi-suji' as a main street and they organized systematically the town by small roads.
- The environment of Jinya with ponds thought much of defence.
- Superior Samurai had only their sites given, and built their own houses. They also make construct walls facing 'Omachi-suji' at their own expenses, but had fences behind houses made by the clan government. In the case of intermediate and lower Samurai, while they set up walls at their own expenses and had rear fences make construct by the clan government, they also had walls and fences constructed by the government.
- Intermediate and lower Samurai had houses supplied, most of them were 'Nagaya', block houses. Nagaya's size were different according to the social status of families.
- Enlargement and rebuilding of Nagaya was at their own expenses.